

# 新潟県立八海高等学校いじめ防止基本方針

## 1 組織的な対応に向けて

- いじめ未然防止・早期発見及びいじめ認知時の対応に係る「いじめ防止対策委員会」を常設し、いじめの未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、いじめ調査・対応委員会を立ち上げ、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめ等生徒指導上の諸問題に関する研修を実施し、全ての教職員と保護者の共通理解を図るとともに具体的対応力の向上を図ります。
- 学校組織内でいじめの定義に関する共通理解（未然防止）、生徒の些細な変化の気づき（予兆管理）、情報の共有等が徹底されているかどうかを常に点検します。
- 生徒の人命を第一に考え、緊急時には状況に応じて家庭への連絡の前に、医療・警察などの外部機関と連携を行います。

## 2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることをとおして、「いじめを許さない心」や「いじめに向かわない力」を育成します。
- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「居場所づくり」・「絆づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに取り組みます。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように教職員の人権感覚を磨くとともに指導に細心の注意を払います。
- SNSの利用スキルと利用する際のリスクについて指導を行い、SNSにおけるトラブルが発生した場合には、その背景にある生徒間の人間関係を分析することで適切ないじめの認知や生徒理解に繋がります。

## 3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒一人ひとりの些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日ごろから生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日ごろから保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

#### 4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その行為を止めさせたことで解決したことにせず、「見守り」、「指導」、「支援」などの対応を組織的かつ継続的に行います。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともにいじめ行為への毅然とした対応と心のケアを両立させる全人的な指導を学校組織として行います。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

いじめに関する相談・通報の窓口：025-772-3281  
担当者：関川 博紀（いじめ防止対策推進教員）

## 新潟県いじめ等の対策に関する条例制定の趣旨

本県に暮らす児童等の未来は、光り輝くものであってほしい。

児童等が健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者、児童等並びに県民及び事業者が一丸となって、社会全体でいじめ等の対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

この趣旨を踏まえ、私たち一人ひとりが、いじめ等の対策を推進するために協力し合う必要があります。

## いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 「いじめ類似行為」（いじめ防止対策推進法 第2条2項）

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

## 「生徒の役割」（いじめ防止対策推進法 第9条）

児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

## 「保護者の責務」（いじめ防止対策推進法 第8条）

保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

## いじめは「自分らしく生きる権利（人権といいます）」をうばう行為

すべての生徒がいじめの被害者にも、加害者にもならないためのものであり、みなさん一人一人が相手の立場を考えて行動することが重要です。今までと同様に「いじめをしない、見逃さない、許さない」気持ちを大切にしていきましょう。

●こんな変化はありませんか？

(家庭での20のチェックポイント)

- これまで関心のあったことに対する興味がなくなった。
- 物事に集中できなくなった。
- 成績が急に落ちた。
- 簡単にできていたことができなくなった。
- 不安やイライラが増えて落ち込みがなくなった。
- やる気がなくなったり、投げやりな態度が自立つようになったりした。
- 元気がなく、ぼんやりしていることが多くなった。
- 不自然なほど明るく振る舞ったり、気をつかったりするようになった。
- 自分を傷つける行為を行うようになった。
- 不眠、食欲不振、過食、体重減少、だるさなどの体の不調が続いている。
- 帰、起きられなくなったり、学校に行きたくなくなったりした。
- 友達との付き合いを避けたり、一人でいたりすることが多くなった。
- 外出をしなくなったり、引きこもりがちになったりした。
- 無断外出したり、帰宅が遅くなったりするようになった。
- 他人や動物をいじめめるようになった。
- 事故につながる行動をたびたび起こすようになった。
- 突然悲しくなって涙が出たり、声を出したりすることが多くなった。
- 長い間会っていなかった人に、突然会いに行ったり電話をかけた。
- 大切にしていたものを、人におげたり処分したりした。
- 「死にたい」などの言葉を、書いたり口に出したりすることが多くなった。

＜「おやっ」「変だな」と感じたら・・・＞

◆じっくりと話を聞いてあげましょう！  
まずは意見を言わずに、共感的に聞いてあげることが大切です。そして、「あなたの後方だよ。絶対に守るよ！」という気持ちも伝えましょう。

◆学校や相談機関等に速やかに相談しましょう！  
学校では、教職員をはじめ、スクールカウンセラー等が、ていねいに対応します。名前等を言わなくても相談できますし、秘密は厳守されます。

【新潟県いじめ相談メール】



受付時間 平日 8:30～17:15  
休校日及び休日は自動返信メールにて返信後、翌朝翌日に相談員から改めて返信します。

[iijime@mailsouidan.org](mailto:iijime@mailsouidan.org)

【新潟県いじめ対策ポータル】



各種相談窓口、応援メッセージ等が掲載されています。

<http://www.iijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/>



相談窓口の紹介

## 学校・家庭・地域が連携して子どもたちを見守りましょう！

「子どもたちの様子に変だな」「何かいつもと違うな」と感じたら、声をかけてみてください。  
子どもの悩みの解消には、早期発見が重要です。少しでも心配な様子が見られたら、学校をはじめ様々な相談窓口へ連絡をしてください。



「いじめ見逃しゼロ県民運動」は、学校・家庭・地域がともに「いじめ見逃しゼロ」の意識をもって子どもたちを見守る運動です。学校と家庭や地域が連携して、いじめを見逃すことなく、早期に発見し、深刻化しないうちに解消することを目指しています。

## 新潟県教育委員会

### 法務局の相談

- ・いじめ、体罰、虐待、差別など人権に関する問題全般の相談機関です。
  - ・人権擁護委員、法務局職員が、お話を聞きます。
  - ・相談内容によっては、人権侵害事件としての調査などを行います。
- ☆電話・面接相談 平日 8:30～17:15  
☆メール相談窓口 <http://www.jinken.go.jp/>
- みんなの人権 110 番(全国共通ナビダイヤル) 0570-003-110
  - 子どもの人権 110 番(全国共通フリーダイヤル) 0120-007-110
  - 女性の人権ホットライン(全国共通ナビダイヤル) 0570-070-810
  - 新潟地方法務局 025-222-1564
  - 新津支局 0250-22-0547
  - 三条支局 0256-33-1447
  - 新発田支局 0254-24-7102
  - 村上支局 0254-53-2391
  - 長岡支局 0258-33-6901
  - 十日町支局 025-752-0096
  - 柏崎支局 0257-23-5226
  - 南魚沼支局 025-772-3742
  - 上越支局 025-525-4163
  - 糸魚川支局 025-552-0369
  - 佐渡支局 0259-74-2049

### 警察の相談

- ・非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けます。
  - ・少年警察補導員や警察官がお話をお聞きします。
- ＜サポートセンター＞
- 新潟少年サポートセンター 025-285-4970 8:30～17:15 (平日)
  - 長岡少年サポートセンター 0258-36-4970 8:30～17:15 (平日)
  - 上越少年サポートセンター 025-526-4970 9:00～17:45 (平日)
- ＜警察署＞24時間対応(但し、平日夜間、土、日、休日は当直員が対応します。)
- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| ○ 新潟警察署 025-249-0110   | ○ 新潟南警察署 025-373-0110 |
| ○ 新潟中央警察署 025-225-0110 | ○ 西蒲警察署 0256-72-0110  |
| ○ 新潟東警察署 025-279-0110  | ○ 燕警察署 0256-94-0110   |
| ○ 新潟西警察署 025-260-0110  | ○ 加茂警察署 0256-52-0110  |
| ○ 江南警察署 025-382-0110   | ○ 見附警察署 0258-63-0110  |
| ○ 新潟北警察署 025-386-0110  | ○ 長岡警察署 0258-38-0110  |
| ○ 佐渡西警察署 0259-74-0110  | ○ 与板警察署 0258-72-0110  |
| ○ 佐渡東警察署 0259-27-0110  | ○ 小千谷警察署 0258-83-0110 |
| ○ 新発田警察署 0254-23-0110  | ○ 小出警察署 025-793-0110  |
| ○ 村上警察署 0254-52-0110   | ○ 南魚沼警察署 025-770-0110 |
| ○ 阿賀野警察署 0250-63-0110  | ○ 十日町警察署 025-752-0110 |
| ○ 津川警察署 0254-92-0110   | ○ 柏崎警察署 0257-21-0110  |
| ○ 五泉警察署 0250-42-0110   | ○ 上越警察署 025-521-0110  |
| ○ 秋葉警察署 0250-23-0110   | ○ 妙高警察署 0255-72-0110  |
| ○ 三条警察署 0256-33-0110   | ○ 糸魚川警察署 025-552-0110 |

### 新潟県の相談

- ・いじめ等の問題で悩む児童生徒や保護者等の相談に応じる機関です。
  - ・相談者が望めば、学校への働きかけも可能です。
- 新潟県いじめ相談電話 025-285-1212 (毎日24時間、相談できます。)(4月からこちらの番号になりました)
  - 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (全国どこからでも24時間、相談できます。)
  - 生徒指導課いじめ対策室 025-280-5124 (平日8:30～17:15)

### 県立教育センターの相談

- ・長期的な面接相談にも応じます。
- ☆電話相談 9:10～16:00 (土、日、休日を除く)
- いじめ・不登校等悩み相談テレフォン 025-263-4737
- ☆来所相談・電話相談 9:00～17:00 (土、日、休日を除く)
- 県立教育センター教育相談 025-263-9029

### 児童相談所の相談

- ・18歳未満の子どもの家庭や学校での問題、不登校、非行、発達の違い、虐待手帳の判定、虐待等の養育問題などについて相談に応じます。
- ☆子ども・女性電話相談 9:00～22:00 (年中無休)
- 子ども・女性電話相談 025-382-4152
- ☆電話・面接(予約制)相談 8:30～17:15 (平日)
- 中央児童相談所 025-381-1111
  - 佐渡駐在(佐渡地域振興局) 0259-74-3390
  - 長岡児童相談所 0258-35-8500
  - 上越児童相談所 025-524-3355
  - 新発田児童相談所 0254-26-9131
  - 南魚沼児童相談所 025-770-2400
  - 新潟市児童相談所 025-230-7777



